

令和2年度第4回高岡市介護保険運営協議会議事録

日 時：令和2年12月22日（火）午後6時30分から

場 所：高岡市役所8階 802会議室

（出席委員）

炭谷委員、高倉委員、吉田委員、澤井委員、守田委員、山本委員、川渕委員、木田委員、宮崎委員、高桑委員、向井委員、野村委員、茂古沼委員、坪内委員、岩坪委員、谷委員、林委員（欠席：小泉委員、桑山委員、堺委員）

（事務局）

川尻福祉保健部長、森川高齢介護課長、田中副課長、大野副主幹、中原係長、碓係長、永森主査、吉野主任、上野主事

（審議・意見交換要旨）

<事務局説明>

- （1）高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の素案について

野村委員

資料No2-2の1頁と、本日配布された「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」の資料についてお尋ねしたい。これらの資料は、社会福祉法106条第4項の改正に伴い、市が重層的支援体制整備事業を実施していくことを示したものであるのか。

事務局

本日配布した資料は、今般の社会福祉法の改正に併せ、高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画の上位計画である地域福祉計画において盛り込んだ内容である。複雑化・複合化した問題に対して、市内部での縦割りや制度の隙間を少しでも解消できるような体制を構築していきたいと考えている。

野村委員

予算を確保して具体的に実施していくのか。

事務局

これらの法改正や計画策定を踏まえ、来年度から体制作りに向けて取り組んでいく予定である。

向井委員

地域の中において、老人クラブ連合会、自治会、民生委員などが、実働部隊として連携しているというよりは、情報の共有、調整に留まっている現状がある。住民が主体となって問題意識を持って活動し、互いに助け合う形に進めていく必要がある。住民が自ら動き、経験するという方向に行政が働きかけ、住民をバックアップすることを期待している。

事務局

組織の中での小さな単位のネットワークは、「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」のイメージ図に記載されている第3層の「あっさり福祉ネット」に該当する。このような地域の中の小さな組織で提起される課題は、どこの地域においても共通するものであり、そのような課題の受け皿が専門職で構成される第2層や行政による第1層となる。地域の強みを生かして「自助」の領域で問題解決に取り組めるよう相談・支援体制を構築してまいりたい。

炭谷会長

マルチアクセス型を機能させ、庁内の組織が横断的に地域課題に対応できるような連携を構築することが大きな課題である。

茂古沼委員

「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」のイメージ図と、資料No.2-1の37頁の内容は同一の趣旨であるのか確認したい。

「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」の内容は理想的であるが、第3層のあっさり福祉ネットと自治会等の相互の連携が確保されないと、縦割りの地域福祉になるのではないかと。あっさり福祉ネットと校区社協の違いが明確でなく、イメージ図にあるような体制を実現するにあたって、地域包括支援センター職員の負担が増し、現状の地域包括支援センターの職員で受け止めることが困難になるのではないかと。

事務局

2つの資料におけるイメージ図について、資料No.2-1の37頁の内容は高齢者の視点から捉えた地域福祉のイメージ図である。地域の抱える課題を解決する場の1つとして様々な会議が存在するが、同一の検討をしている会議、重複する内容の会議については整理、統合することによって1本化を図り、地域の負担の軽減を図りたい。

茂古沼委員

第3層の中に「あっさり福祉ネット」が加わったとしても、単体として別々に存在する地域の主体とどのように連携していくのか、どの組織が主体となって全体をコーディネートしていくのか、上位計画である高岡市地域福祉計画においても明確になることを期待している。

南砺市の小規模多機能自治の立ち上げにあたって、行政の職員を地区に配置したと聞いている。「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」の「あっさり福祉ネット」についても、住民主体の活動に移行するまでは、行政が地域に出向くなどしてサポートし、重層的な相談・支援の体制の必要性和立ち上げを支援することを要望したい。

向井委員

「第3期高岡市地域福祉計画（R3～R8）素案抜粋」について、第1層、第2層は行政や福祉の分野に属し、何らかの組織と繋がっているが、第3層については個々の主体を統合する仕組みが必要と考える。

現状では、第3層を構成する団体については、地域のためにという思いがあっても、それぞれがバラバラに活動しており、一体感がないのではないか。「あっさり福祉ネット」や地区社協が、統括するための司令塔的役割を果たすことを期待している。

炭谷会長

委員からどのように組織化を図るかという課題と、行政がどのようにサポートできる体制を作るかが重要であるという指摘があったが、同時に地域における担い手づくりを考える際に、負担感がどの程度なのか考慮に入れることが重要である。

守田委員

資料No.2-2の32頁の現状にある、「スクリーニング体制は整備されていない」と、計画にある「問診体制の強化を図る」の2箇所の表現について確認したい。高齢化が進むと大なり小なり認知機能が低下し、問題行動が表面化して困り果てて、その対応に周囲が苦慮されていると耳にする。認知症対策はあくまで困りごとベースでの対応が基本であり、早期診断・早期治療というよりは、国のオレンジプランに示されているように、早期発見・早期対応が重要である。この2箇所の表現を見ていると、認知症の疑いのある人の掘り起こしを意図するように感じるが、確認したい。

事務局

これまでも基本チェックリストを用いてある程度はスクリーニングできているが、さらに早期に把握できるような問診項目について、認知症疾患医療センターや認知症初期集中

支援チーム、専門医の方々と相談していきたい。掘り起こすというよりは、認知症の方の実際の日常生活での困りごとについて伺い、適切な事業やサービスの提案、あるいは予防の方向へと繋げるものである。

吉田委員

40 歳以上を対象とした特定健診、後期高齢者のフレイル予防に用いられる問診票を活用し、具体的に活用されることを希望する。

坪内委員

資料No.2－2の44頁の「要介護認定の適正化」についてお伺いしたい。新規申請、区分変更申請などの認定調査について、第7期と第8期で若干の文言の変化が見られる。第7期の現状としては、新規申請は全て保険者で実施しているが、区分変更申請については、高齢介護課窓口で居宅の方で認定調査をされるかと尋ねられることが多い。第8期から運用の変更があるということか。

事務局

第8期において、区分変更申請を委託する方針に変更するということはなく、従来通り、新規申請と区分変更申請については、基本的には保険者で調査を実施することに変わりはない。